

2号議案

保護樹木の指定解除について（諮問）

保護樹木とは、

良好な緑の環境を確保し、美観風致を維持するために必要のある樹木等を保護樹木や保護樹林として指定しているものです。

指定基準

保護樹木

高さ150cmの幹周が120cm以上

樹高12m以上

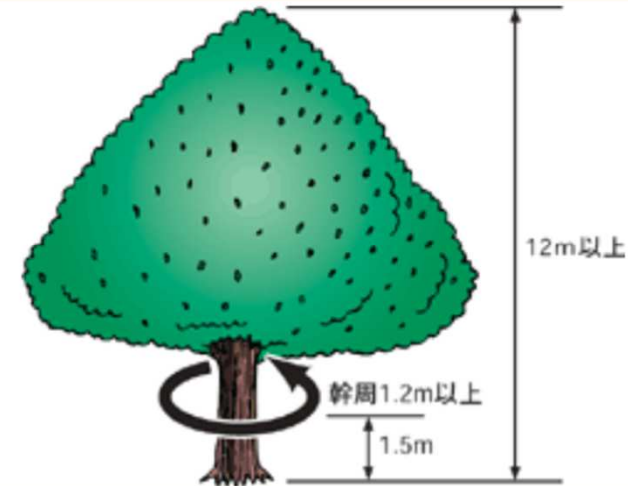
株立ち樹木の樹高が3m以上

はん登性樹木の枝葉の面積が30平方メートル以上

保護樹林

面積が300平方メートル以上

生垣の長さが30m以上



福山市みどりのまちづくり条例（指定の解除）

第15条 市長は、保護樹木等が第11条第6項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は保護樹木等について滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 市長は、公益上の理由その他特別な理由があると認めるときは、保護樹木等の指定を解除することができる。

3 市長は、前項の規定による指定の解除を行おうとするときは、あらかじめ福山市みどりの審議会の意見を聴かなければならない。

4 保護樹木等の所有者は、市長に当該保護樹木等について第2項の規定による指定の解除を申請することができる。

指定状況

- 保護樹木41本
- 保護樹林5箇所

補助制度

保護樹木等には、福山市都市開発基金による補助金制度があります。ただし、市街地(都市計画法に定める市街化区域とその周辺)内の樹木等に限ります。

補助金額

保護樹木	1本目	3,000円/本
	2本目以降	2,000円/本
保護樹木	樹林	20円/m ²
	生け垣	3,000円/箇所



保護樹木No.24 カキノキ(大門町) 樹高:約13m 幹周:約200cm

<申請理由>

樹勢が低下し、樹形が悪くなっている。

以前より老木化が進み、枝が朽ちて落下し、道路を塞ぐこともあった。

害虫にも浸食されており、保護樹木に値しない。

